

外来カミキリムシ類の対策に係る参考資料について

【1.分布状況】

○ツヤハダゴマダラカミキリ

：現在までに、山口県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、富山県、岐阜県、愛知県、兵庫県、長野県、千葉県、栃木県、広島県、群馬県の15都県で確認。

※神奈川県については、根絶。

○サビイロクワカミキリ

：現在までに、福島県のみで確認。

○クビアカツヤカミキリ

：現在までに、愛知県、埼玉県、群馬県、東京都、大阪府、徳島県、栃木県、和歌山県、奈良県、三重県、茨城県、神奈川県、兵庫県、京都府、千葉県、滋賀県、岐阜県の17都府県で確認。

【2.発見時の見分け方】

○特定外来生物 同定マニュアル（環境省）

： https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/6hp_konchurui2.pdf

- ・ ツヤハダゴマダラカミキリ（P3 参照）
- ・ サビイロクワカミキリ（P4 参照）
- ・ クビアカツヤカミキリ（P5 参照）

【3.防除対策】

○ツヤハダゴマダラカミキリの生息が確認されました（チラシ）（林野庁）

： <https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota-2.pdf>

○クビアカツヤカミキリの防除法（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所）

： <https://www.ffpri.go.jp/pubs/chukiseika/5th-chuukiseika12.html>

○日本の果樹と樹木を守る外来カミキリムシ総合対策マニュアル（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構）

： https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/175662.html

【4.普及啓発】

○「見つけよう！ツヤハダゴマダラカミキリ」（林野庁）

: <https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/attach/pdf/sonota-3.pdf>

○「クビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されています。」

（環境省）

: https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/g_kubiakatsuyakamikiri_kaitei.pdf

【5.関係法令】

外来カミキリムシ類の防除を行うに当たり、生きた個体（成虫や被害木内部の幼虫等）の運搬・保管等を行う場合、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づく手続きが必要となるため、以下に沿って対応いただきたい。

① 国の関係行政機関又は都道府県による防除の場合は防除の公示手続き、市町村や民間事業者等による防除の場合は防除の確認・認定手続きを行うことで、当該防除に係る生きた個体の運搬・保管が可能となる。

詳細は環境省 HP (<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/bojooutline.html>) を参照いただきたい。

② 外来カミキリムシ類に関して、地域のボランティアによる防除等小規模な防除を行う場合は、主務大臣の定める要件を全て満たせば上記の手続きを経ずに防除を実施できる場合がある。詳細は以下を参照いただきたい。

・ツヤハダゴマダラカミキリについて

: https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/youken_2j15g_norin_kankyo.pdf

・ツヤハダゴマダラカミキリ以外のかみきりむし科に属する生物について

: https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/youken_2j15g_kankyo.pdf